1．マイホームを建てるにあたって

一般的な進め方

土　地　購　入

●土地購入についての注意事項（P 2）
●あなたの土地にどの程度の
　家を建てることができるのか？（P 4）

設 計 者 へ 依 頼

●計画する敷地に接してがけがある場合（P 26）
●建築資金は？　　（P 37）

建　築　計　画

要綱、条例などのチェック

●細街路拡幅整備要綱、みどりの条例など建築確認申請前に手続が必要です。（P 51）

設　計　完　了

施工業者の選定

●業者を選定する時期については、建築計画の前に決まっていて、一緒に設計を進めていくケースなどもあり、さまざまです。

建築確認の申請

●建築確認申請書は必ず出しましょう。（P 27）
（わずかな増築でも確認申請が必要です。）

確認済証の交付

工　事　開　始

●工事を始める前にまず建築計画を近隣に説明しましょう。
（特に法律などで定められていなくとも、建築工事がスムーズに、また、建築物完成後も円満なご近所とのお付き合いのためにも、事前に近隣に対して最低限の説明や挨拶は必要と考えます。）

中　間　検　査

●中間検査申請書を出しましょう。（P 31）
（一定の規模・構造の建築物）

工　事　完　了

違反建築にならないように！
（工事監理が大切です。）

完　了　検　査

●完了検査申請書を出しましょう。（P 33）

適　合

検査済証の交付 ― 登記